

第3期介護保険料

基準月額 は 3,900円

介護保険制度の開始から5年が経過し、制度の大幅な見直しが行われ、平成18年度から3年間で必要とされる介護保険サービスの量や、介護保険料を定める第3期介護保険事業計画について検討を重ねてきましたが、法改正や高齢化の進行に伴って、介護保険料が値上げられることになりました。

施行後初の値上げに

介護保険制度は平成12年度から始まり、平成13年度からは、その主体を市町村から広域連合に移し、制度開始後6年間で3千円の保険料で賄ってきました

が、平成18年度から保険料が3千900円に値上げされます。

制度も定着し、サービスを利
用する方が年々増加し、それに
伴い、介護サービス総費用も大
きく膨らんできていることから、
保険料も増額せざるを得ない状
況です。

第3期介護保険料の所得段階

所得段階	対象者	月額保険料
第1段階	生活保護を受けている方及び世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	基準額×0.5 1,950円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.65 2,535円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	基準額×0.75 2,925円
第4段階	本人は住民税非課税で世帯の中に課税者がいる方	基準額 3,900円
第5段階	本人が住民税課税で前年合計所得金額200万円未満の方	基準額×1.25 4,875円
第6段階	本人が住民税課税で前年合計所得金額200万円以上の方	基準額×1.5 5,850円

実際に保険料が決定するのは7月中旬になります。

所得段階が6段階に

介護保険料はこれまで所得や課税の状況によって、5段階に分けていました。

しかし、非課税世帯での所得格差が大きいことから、現在の2段階を年金収入額で細分化し、6段階の所得段階を設けることになりました。

税制改正に激変緩和

年金課税の見直しや高齢者の非課税限度額の廃止などの地方税の改正によって、所得が前年と変わらなくても、課税になる被保険者がいます。

所得段階が2段階以上上昇するなど、急激に保険料が上昇する方が出てくる可能性があることから、経済状況の激変に配慮し、平成18年度と19年度には、保険料率の軽減を図ります。

デイサービス 利用の風景

ふくしサロン「しあわせSUN」
(久慈市)

おやつの後、遊びにきていた子どもたちと一緒に…



新介護予防サービス

制度改正に伴って、新たに設けられる要支援1・2の認定者に対するサービスとして、介護予防サービスが提供されます。

介護予防サービスでは、生活機能の維持・改善の観点から一定期間で状態を見ながらサービスを提供していきます。

●介護予防サービス一覧●

- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所介護
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防福祉用具販売
- 介護予防特定施設入居者生活介護

地域密着型サービス

これまで県が指定してきたサービスの一部と、新しいサービスを地域密着型サービスとして、広域連合が指定することになりました。

既に県から指定を受けているグループホームは継続して指定されますが、小規模多機能型居宅介護などの新設サービスは、国から指定基準等が示され次第、国から指定基準等が示され次第、説明会を行い、年1回の事業所指定を行う予定です。

詳しくは久慈広域連合介護保険係(☎61-3355)まで。